

5月補正予算（案）のポイント

1. 感染症拡大を防止する

- ▶ PCR検査センターの設置、避難所等における感染症対策拡充、医療介護施設等への衛生用品等の支給、妊婦へのマスク・消毒液配布 など

2. 子どもの学び、暮らしを守る

- ▶ 小・中・高校生への就学奨励金、奨学金拡充（家計急変世帯への支援）、児童扶養手当の市独自支給（5万円）、子どもの食サポート など

3. 市民の生活、文化を支える

- ▶ 働く障害者への支援、店舗等賃料支援金の拡充、文化芸術アーティストやギャラリー等の支援、水道基本料金を4か月間全額減免※ など

4. みんなでつくる「元気な西宮」

- ▶ 新型コロナウイルス感染症対策基金の創設とみやっこ元気寄附金の受付開始 など

市民の皆様の不安に寄り添い、暮らしを守り、地域経済を支えていくために、この5月補正予算を編成しました。

全力で新型コロナウイルス感染症対策に向き合い、必ずや乗り越えていく決意です！

※ 水道基本料金の全額減免については、県営水道料金の免除額確定後に補正予算を計上予定

事業(取組)名 (*は市単独事業)	概要	補正予算額	所管局	資料頁
1 新型コロナウイルス感染症対策				
(1) 感染予防対策				
① 施設等への衛生用品等の支給による感染防止対策 *	市内企業が製造する消毒液や、衛生用品等を購入し、医療機関や福祉施設等に支給する	53,780	総務局	P4
② 避難所等における新型コロナウイルス感染症対策 *	避難所における感染を防ぐため、3密を回避するために必要な資機材を購入する	62,212	総務局	P5
③ (仮称) 地域外来・検査センターの設置 *	西宮市医師会と連携・協力して、PCR検査を必要とする患者に適切な検査を行う体制を整備する	18,400	健康福祉局	P6
④ 妊婦へのマスクと消毒液の配布	妊婦の方々が安心して出産等ができるよう、感染予防のためのマスクと手指消毒用ジェルを配布する	1,189	健康福祉局	P7
(2) 地域医療、福祉施設等への支援				
① 介護施設等新型コロナウイルス感染症対策支援事業	介護施設等が、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぎつつ、介護サービスを継続するための支援をする			P8
介護サービス継続支援事業	利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所等が、必要な介護サービスを継続して提供するために必要な費用を補助する	36,488	健康福祉局	P8
濃厚接触者へのサービス提供継続支援事業 *	濃厚接触者又は感染者と判断された場合においても、日常生活に必要な介護サービスを維持するため、介護サービス等従事者に対する特殊勤務手当について補助を行う	4,500	健康福祉局	P8
新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業	介護施設等において感染が疑われる者が発生した場合に、事業者が行う消毒・洗浄のために必要な費用を補助する	1,500	健康福祉局	P9
I C T 導入支援事業 *	感染拡大防止措置として面会制限等を行う介護保険施設において、面会者等との接触機会の削減のためのI C T 機器導入に要する費用を補助する	6,200	健康福祉局	P9
② 障害福祉サービス事業所新型コロナウイルス感染症対策支援事業	障害福祉サービス事業所等が、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぎつつ、障害福祉サービスを継続するための支援をする			P10
障害福祉サービス確保のための支援策	利用者又は従業者に感染者が発生した障害福祉サービス事業所等が、必要な障害福祉サービスを継続して提供するために必要な費用を補助する	12,750	健康福祉局	P10
濃厚接触者へのサービス提供継続支援事業 *	障害福祉サービスを利用している障害者等が、濃厚接触者又は感染者と判断された場合においても、日常生活に必要なサービスを維持するため、障害福祉サービス等従事者に対する特殊勤務手当について補助を行う	4,050	健康福祉局	P10
新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業	障害福祉サービス事業所等において、感染者が発生した場合等に、事業者が行う消毒・洗浄や感染予防のために必要な費用を補助する	13,100	健康福祉局	P10
I C T 導入支援事業 *	感染拡大防止措置として面会制限等を行う障害者支援施設において、面会者等との接触機会の削減のためのI C T 機器導入に要する費用を補助する	2,000	健康福祉局	P11
③ 児童福祉施設等における感染拡大防止対策に係る支援	児童福祉施設等が購入する感染拡大防止用の備品や消毒液等の購入費用を補助する 小学校の臨時休業等により、ファミリー・サポート・センター事業を利用する場合の利用料を助成する	130,676	こども支援局	P12

■新型コロナウイルス感染症対策に係る5月補正予算案の概要

(単位：千円)

事業(取組)名 (*は市単独事業)	概要	補正予算額	所管局	資料頁
2 市民生活への支援				
(1) 子育て世帯支援と子供の学びへの支援				
① 児童扶養手当受給者への臨時特別給付金の支給 *	児童扶養手当の受給者に対し、臨時の特別給付金5万円を支給する	141,374	こども支援局	P13
② 家計急変世帯への支援 就学奨励金 *	就学奨励金(小中学生)について、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯で一定条件を満たした場合を給付の対象として拡充する	160,836	教育委員会	P14
③ 家計急変世帯への支援 西宮市教育委員会奨学金 *	奨学金(高校生)について、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯で一定条件を満たした場合を給付の対象として拡充する	23,655	教育委員会	P15
④ 市立高校緊急支援事業 *	臨時休業中の市立高校に学習支援アプリを導入し、授業動画の配信や自宅で学習する生徒の教育相談、健康管理等を実施する	6,307	教育委員会	P16
⑤ 子どもの食サポート事業 *	家庭事情等により支援が必要な子どもたちに対し、子ども食堂が昼食(弁当)等無償提供する場合に経費の一部を補助する	2,400	政策局	P17
(2) 市民生活支援(市民生活の負担を軽減する)				
① 水道料金の基本料金の減免措置 *	新型コロナウイルス感染症対策として、経済的負担の軽減と、手洗い・うがい等の衛生対策の徹底を支援するため、水道料金の基本料金を4か月間全額減免する (県営水道料金の免除額確定後に補正予算を計上予定)	(約11.3億円)	上下水道局	—
(3) 地域経済支援(地域経済の応援、雇用を守る)				
① 店舗賃料支援金事業の対象業種の追加 *	既に実施している個人事業主への店舗賃料支援金事業の対象業種について、卸売業、不動産業、娯楽業、学習支援業、療術業を追加する	163,500	産業文化局	P19
② 雇用調整助成金等の臨時相談窓口の設置 *	政府の雇用調整助成金等の制度の利用促進を図るため、手続きや制度概要についての無料相談を実施するほか、制度の利用を検討する事業所にアドバイザー派遣を実施する	6,030	産業文化局	P20
③ 文化芸術活動への支援 *	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた、文化芸術活動の場を提供する事業者等や、活動の場が減少したアーティスト等を支援する	14,500	産業文化局	P21
④ 障害者就労施設で働く障害のある人への支援 *	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた障害者就労施設を支援する	15,414	健康福祉局	P22
⑤ 学校給食調理業者への支援 臨時休業支援補助金	学校給食用米飯・パン業者に対し、3月に製造を予定していた数量にかかる加工費の一部を補助する	12,089	教育委員会	P23
⑥ 学校給食調理業者への支援 衛生管理改善事業補助金	学校給食調理業者が、学校給食再開に向け、新型コロナウイルス感染症も踏まえた衛生管理の徹底・改善を図るために要する経費の一部を補助する	5,516	教育委員会	P24
3 その他				
① 市議会議員等の報酬等減額 (市議会)	市議会からの申し出を受けて、市議会議員及び議選監査委員の報酬等について減額する	▲ 64,417	議会事務局 監査事務局	P25
② 常勤特別職等の給与減額	常勤特別職及び局長級の給与について減額する	▲ 17,356	総務局	P26
③ 新型コロナウイルス感染症対策基金の設置 *	新型コロナ対策みやっこ元気寄附金を創設し、市民や企業、団体からの寄附金及び議員報酬等の減額補正分を新型コロナウイルス感染症対策の財源として基金に積み立てる	82,263	政策局	P27
④ 予備費の増額	—	50,000	財務局	
補正予算額計 (うち一般財源)		948,956 (756,991)		

【新型コロナウイルス感染症関連対策】

施設等への消毒液及び衛生用品等の支給による感染防止対策（新規・拡充）

西宮市では、新型コロナウイルス感染症への対応の一つとして、これまで市が備蓄していた消毒液及びマスク等の衛生用品を、市の管理施設だけでなく、福祉施設や医療機関などにも支給してきました。しかし、対応の長期化に伴いこれらの衛生用品が不足してきたため、市内の酒造会社や薬品製造会社とのタイアップにより、新たに製造された消毒液を緊急的に購入するとともに、マスクや防護服等の備品を追加購入して、これらの衛生用品等の配備が十分でない施設等に支給することとし、必要となる事業費等は、令和2年度予算を増額補正して対応します。

1 酒造会社や薬品製造会社とのタイアップにより製造した消毒液の購入・支給

医療機関等において手指消毒用エタノール以外の高濃度エタノール製品を代替品として使用可能になったことに伴い、本市の酒造会社である大関株式会社と日本盛株式会社とタイアップし、高濃度アルコールを製造しました。また、本市の薬品製造会社である(株)ピカソ美化学研究所に依頼し、携帯できるボトルタイプのアルコールハンドジェルを製造しました。これらを、市内の医療機関や福祉施設、市管理施設、妊婦の方などに支給します。

内 容	数 量	金 額 (円)
高濃度アルコール消毒液（大関）	4,374 リットル	3,541,725
高濃度アルコール消毒液（日本盛）	4,850 リットル	3,201,000
アルコールハンドジェル（(株)ピカソ美化学研究所）	100ml×5 万本	6,600,000
委託料（高濃度アルコール配送料）	約 2,000 箇所	1,925,000
計		15,267,725

2 衛生用品等の追加購入

マスク等の備蓄品や、医療機関・福祉施設等で不足する防護服等を補充することにより、今後、状況が長期化した場合に備え、各施設等での感染防止対策の充実を図ります。

内 容	数 量	金 額 (円)
不織布マスク	305,400 枚	14,948,274
布マスク（職員配布用）	20,000 枚	3,520,000
手指消毒液	3,500 本	7,700,000
防護服	5,085 着	7,146,150
防護具（ガウン、手袋等）	17,500 組	5,197,500
計		38,511,924

3 事業費

事業費総額 53,780千円

財源：全額一般財源

4 担当部局

総務局 危機管理室 災害対策課

【新型コロナウイルス感染症関連対策】

避難所等における新型コロナウイルス感染症対策（新規）

今後、自然災害が発生した際に市民が避難する避難所での感染を防ぐには、「3密」を回避することが重要です。そのためには、ソーシャルディスタンスの確保やマスクの着用、飛沫の物的な遮断対策、換気等を図るため、これらに要する一定の空間と物資の確保が必要となります。また、濃厚接触者の避難所対策として、受け入れ施設や移送手段の確保も必要となります。

西宮市では、これらの避難所等における新型コロナウイルス感染症対策を新たに実施することとし、必要となる事業費等は、令和2年度予算を増額補正して対応します。

1 対策の概要

①一般の避難所での感染防止対策

一般の避難所では、無症状者からの感染拡大の恐れもあるため、避難者及び対応職員の感染防止対策としてマスク等の衛生用品を支給するほか、受付時での検温や、発熱、せき、くしゃみ等の症状を有する避難者の別スペースへの誘導（隔離）等に必要な資機材を準備する。

また、避難者の世帯ごとに居住スペースを区切るなど、「3密」を回避するために必要な間仕切りパーテーション等の資機材を備蓄する。

②濃厚接触者の避難対策

濃厚接触者の避難者は、一般の避難所とは別の施設での受け入れ及び移送手段の確保が必要となるため、対応する施設での感染防止対策や対応する職員の防護服等、必要な資機材を備蓄する。

③避難所等閉鎖後の消毒作業の実施

避難所等の閉鎖後、施設を安全な状態で利用再開するために、避難者が利用した居住スペース及びトイレ等の消毒作業を行う。

2 事業費

事業費総額 62,212千円

【内訳】

（需用費）消耗品：マスク等衛生用品、体温計、間仕切り用パーテーションなど

（委託料）避難所閉鎖後の消毒作業委託

財源：全額一般財源

3 担当部局

総務局 危機管理室 災害対策課

【新型コロナウイルス感染症関連対策】

(仮称) 地域外来・検査センターの設置 (新規)

これまで西宮市では、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、帰国者・接触者外来を担う医療機関数の拡大に努め、その数を当初より増加させてきましたが、今般、厚生労働省が新型コロナウイルス感染症の相談・受診の目安を改訂したことに伴い、帰国者・接触者相談センターをはじめ、各医療機関への相談・受診を希望する方が大幅に増加する見込みとなっています。

また、現状では、陽性患者の発生数は比較的落ち着いていますが、今後、感染者数が増加した場合に、感染爆発を未然に防ぐ対応能力の向上が求められています。

このため、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて、既存の帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来等への負担の軽減を図るとともに、更なる検査体制の強化を確立するため、西宮市医師会と連携・協力して、「(仮称) 地域外来・検査センター」を設置します。

1 (仮称) 地域外来・検査センターの概要

(仮称) 地域外来・検査センターの設置により、PCR 検査を必要とする患者に適切に検査を実施する体制を整備する。

【運営主体】 西宮市医師会

【設置場所】 市内公共施設敷地内 (選定中)

【施設内容】 仮設診察室：2室

検体採取場：2室

医師待機室・待合等：各1室

2 補正内容

(千円)

予算費目	当初予算額	補正額	計
消耗品費	3,124	3,000	6,124
工事請負費	—	15,400	15,400
計	3,124	18,400	21,524

3 積算内訳

設置事業費：18,400千円

・工事請負費：15,400千円

仮設診察室 × 2室 × @ 3,300千円 = 6,600千円

医師待機室等 × 2室 × @ 3,300千円 = 6,600千円

PCR検体採取ボックス × 2ボックス × @ 1,100千円 = 2,200千円

・消耗品費：3,000千円

防護服、マスク等の医療資材購入費一式

・財源：全額一般財源

4 担当部局

健康福祉局 保健所 保健予防課

【新型コロナウイルス感染症関連対策】

妊婦へのマスクと消毒液の配布（新規）

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、全国に緊急事態宣言が発出され、外出や移動の自粛等が求められているなか、一部の医療機関では、感染予防のために立会分娩や面会等を制限するという方針もとられています。

こうした出産環境の変化によって、妊産婦は不安を抱えやすい状況となっており、厚生労働省からの妊婦への布マスク配布も、現在中断しています。

西宮市ではこのような状況を踏まえ、妊婦の方々が安心して出産等ができるよう、寄り添った支援の一環として、母子健康手帳配布時の妊婦面接の際に相談支援を行うとともに、感染予防としてマスクと手指消毒用ジェルをあわせて配布します。

また、すべての妊婦の方々に行き渡るように、既に母子健康手帳を所持している方々にも郵送で配布することとし、必要な事業費等は令和2年度予算を増額補正して対応します。

1 事業の概要

妊婦への支援の一環として、母子健康手帳配布時の妊婦面接時に相談支援を行うとともに感染予防として「マスク 10 枚」と「手指消毒用ジェル」をあわせて配布する。

配布対象者は妊婦約 7 千名。（うち郵送は 3 千名）

2 補正内容

事業費：1, 189 千円

・消耗品費：139 千円

OPP マスク用袋 100 枚入 @ 460 円 × 70 = 32, 200 円
封筒（クッション）10 枚入り @ 330 円 × 300 = 99, 000 円
A4 用紙（厚手）2,500 枚入り @ 2, 310 円 × 3 = 6, 930 円

・郵便料：1, 050 千円

郵便料 @ 350 円 × 3, 000 件 = 1, 050 千円

・財 源：1/2 国費、1/2 市一般財源

3 担当部局

健康福祉局 保健所 地域保健課

【新型コロナウイルス感染症関連対策】

介護施設等新型コロナウイルス感染症対策支援事業（新規）

介護サービスは要介護・要支援者が住み慣れた地域で生活するために必要不可欠なものであり、新型コロナウイルス感染症の発生による介護サービス提供体制に対する影響を軽減することが必要です。このため西宮市では、介護サービス事業所・介護施設等が、感染機会を減らしつつ、日常生活に必要な介護サービスの提供を維持するために要する経費を支援することとし、令和2年度予算を増額補正して対応します。

1 制度の概要

(1) 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス継続支援事業

趣 旨：利用者又は従業者に感染者が発生した介護サービス事業所等が、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要な支援を行う。

補助対象：利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・介護施設、及び通所系サービス事業所であって、施設でのサービス提供が困難になった等の理由により当該事業所の職員が居宅で生活している利用者に対して、訪問等によりサービスを提供した事業所 など

対象経費：サービス継続に必要な事業所等の消毒費用、マスク等の衛生用品購入費用及び通所系サービス事業所が訪問サービスを実施することに伴う必要な人員確保のために要する費用 など

補助額：上限は事業所・施設等種別により異なる 補助率 10/10

(例) 通所介護事業所・通常規模型：1事業所あたり 537千円

※事業所職員が訪問サービスの提供を行う場合は上限に 537千円を加算

事業費：36,488千円

財 源：国 2/3 市 1/3

(2) 新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者へのサービス提供継続支援事業

趣 旨：介護サービスを利用している要介護者又は要支援者が、濃厚接触者又は感染者と判断された場合においても、日常生活に必要な介護サービスを維持するため、サービス提供を行う介護従事者を支援する。

補助対象：介護施設・介護サービス事業所等

対象経費：濃厚接触者等へのサービス提供に従事することを理由として、介護サービス等従事者に対して支給する特殊勤務手当

補助額：当該従事者1人あたり日額3千円を上限 補助率 10/10

事業費：4,500千円

財 源：全額一般財源

(3) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業

趣 旨：介護施設等において感染が疑われる者が発生した場合に、介護施設等内で感染が広がらないよう、利用者等が触れる箇所や物品等の消毒に必要な費用を補助する。

補助対象：介護施設・介護サービス事業所等

対象経費：感染が疑われる者が発生した場合に、事業者が行う消毒・洗浄のために必要な消毒薬等の購入費用、委託料

補助額：上限なし 補助率 10/10

事業費：1,500 千円

財 源：県 10/10

(4) 介護施設等における ICT 導入支援事業

趣 旨：感染拡大防止措置として面会制限等を行う介護保険施設において、面会者等との接触機会の削減のための ICT 機器導入に要する費用を補助する。

補助対象：介護保険施設

(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設)

対象経費：ICT 機器 (タブレット等) の購入等

補助額：上限 1 施設 200 千円 補助率 1/2

事業費：6,200 千円

財 源：全額一般財源

2 総事業費

48,688 千円 (うち、市一般財源負担：22,863 千円)

(千円)

項目	補正額	財源内訳	
		特定財源	一般財源
(1) 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス継続支援事業	36,488	国2/3 24,325	12,163
(2) 新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者へのサービス提供継続支援事業	4,500		4,500
(3) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業	1,500	県10/10 1,500	
(4) 介護施設等における ICT 導入支援事業	6,200		6,200
合計	48,688	25,825	22,863

3 担当部局

健康福祉局 福祉部 介護保険課

【新型コロナウイルス感染症関連対策】

障害福祉サービス事業所新型コロナウイルス感染症対策支援事業（新規）

障害福祉サービスは障害のある人が住み慣れた地域で生活するために必要不可欠なものであり、新型コロナウイルス感染症の発生による障害福祉サービスの提供体制に対する影響を軽減することが必要です。このため西宮市では、障害福祉サービス事業所等が、感染機会を減らしつつ、日常生活に必要な障害福祉サービスの提供を維持するために要する経費に対して支援することとし、令和2年度予算を増額補正して対応します。

1 制度の概要

(1) 障害福祉サービス確保のための支援策

趣 旨：利用者又は従業者に感染者が発生した障害福祉サービス事業所等が、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な障害福祉サービスを継続して提供するために必要な支援を行う。

補助対象：利用者又は職員に感染者が発生した障害福祉サービス事業所等であって、施設でのサービス提供が困難になった等の理由により当該事業所の職員が居宅で生活している利用者に対して、訪問等によりサービスを提供した事業所 など

対象経費：マスク等の衛生用品購入費用及び通所系サービス事業所が訪問サービスを実施することに伴う必要な人員確保のために要する費用 など

事業費：12,750千円（1事業所当たり2,550千円で積算）

財 源：国2/3、市1/3

(2) 新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者へのサービス提供継続支援事業

趣 旨：障害福祉サービスを利用している障害者等が、濃厚接触者又は感染者と判断された場合においても、日常生活に必要なサービスを維持するため、訪問系サービスを提供する居宅介護従業者等を支援する。

補助対象：障害福祉サービス事業所等

対象経費：濃厚接触者等へのサービス提供に従事することを理由として、障害福祉サービス等従事者に対して支給する特殊勤務手当

補助額：当該従事者1人あたり日額3千円を上限 補助率10/10

事業費：4,050千円

財 源：全額一般財源

(3) 障害福祉サービス事業所等における感染拡大防止対策

趣 旨：障害福祉サービス事業所等において、感染者が発生した場合等の感染拡大の防止や感染予防に必要な経費について補助する。

補助対象：感染者が発生した障害福祉サービス事業所や感染予防に必要な消毒液等を購入した障害福祉サービス事業所 など

対象経費：感染が発生した場合に、事業者が行う消毒・洗浄のために必要な委託料や感染予防に必要な消毒液等衛生用品の購入費用 など

補助額：上限なし 補助率 10/10

事業費：13,100 千円

財 源：国 2/3、市 1/3

(4) 障害者支援施設における ICT 導入支援事業

趣 旨：感染拡大防止措置として面会制限等を行う障害者支援施設において、面会者等との接触機会削減のための ICT 機器導入に要する費用を補助する。

補助対象：障害者支援施設

対象経費：ICT 機器（タブレット等）の購入等

補助額：上限 1 施設 200 千円 補助率 1/2

事業費：2,000 千円

財 源：全額一般財源

2 総事業費

31,900 千円（うち、市一般財源負担：14,667 千円）

（単位：千円）

項 目	補正額	財源内訳	
		特定財源	一般財源
(1) 障害福祉サービス確保のための支援策	12,750	国 2/3 8,500	4,250
(2) 新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者へのサービス提供継続支援事業	4,050		4,050
(3) 障害福祉サービス事業所等における感染拡大防止対策	13,100	国 2/3 8,733	4,367
(4) 障害者支援施設における ICT 導入支援事業	2,000		2,000
合 計	31,900	17,233	14,667

3 担当部局

健康福祉局 福祉部 障害福祉課

【新型コロナウイルス感染症緊急経済対策】

児童福祉施設等における感染拡大防止対策に係る支援（拡充）

西宮市では、児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策として、令和元年度の国予算により、1施設あたり50万円を上限とする感染拡大防止に必要な物品等購入費の補助事業を実施しましたが、年度末の短期間での事業実施であり、物品も不足がちであったため、限度額までの購入が難しかった施設もあったと考えられます。

こういった中、国の令和2年度補正予算が成立し、当該補助制度が元年度と2年度の合算で実施できることが示されました。

これを受け、令和元年度の未実施分を2年度予算で執行できるよう、必要な事業費等を補正により予算化し、児童福祉施設等での感染拡大防止のための支援を行います。

1 概要

- ① 児童福祉施設等が購入する感染拡大防止用の備品や消毒液等の経費を補助する。
但し、公立保育所・子育てひろば（直営分）については、市が直接購入する。
- ② 小学校の臨時休業等により、ファミリー・サポート・センター事業を利用する場合の利用料を助成する。

2 対象経費

- ① 令和2年4月1日から9月30日までの間に、各施設が上記の目的で購入した備品購入費や、マスク・消毒液等の消耗品費。
- ② 令和2年4月1日から5月31日までの間（小学校臨時休業期間）に、小学校の臨時休業等により、ファミリー・サポート・センター事業を利用した場合の利用料。

3 補助額

- ① 1施設あたり 50万円まで
※ 令和元年度における同事業と合わせて50万円が上限。
従って、上限の50万円から令和元年度の実績額を差し引いた額となる。
- ② 1時間あたり 800円まで
※ 日額 6,400円まで

4 対象者・施設・事業

- ① 保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、病児保育施設、子育てひろば、利用者支援事業（子育てコンシェルジュ）、ヘルパー派遣事業、母子生活支援施設、留守家庭児童育成センター
- ② にしのみやしファミリー・サポート・センター依頼会員

5 事業費総額

130,676千円（うち市一般財源：318千円）

（単位：千円）

区 分	対象施設数 (A)	上限額 (B=A×500千円)	元年度実績額 (C)	5月補正額 (D=B-C)	財 源
①保育施設等	332	166,000	36,274	129,726	国 10/10
②ファミリーサポート	—	—	—	950	国1/3、県1/3、市1/3
計 (D欄)	—	—	—	130,676	

6 担当部局

こども支援局 子供支援総括室 子供支援総務課

【新型コロナウイルス感染症経済対策】

児童扶養手当受給者への臨時特別給付金の支給（新規）

ひとり親家庭や父母のいない子供には、その生活の安定と児童の福祉の増進を目的として、所得制限を設けたうえで児童扶養手当が支給されています。

しかし新型コロナウイルス感染症の発生により、児童扶養手当を受給している家庭等は特に就業環境の変化による経済的影響を受けやすく、臨時的な追加支援が必要と考えられます。

このため、ひとり親家庭を支援する取組みとして、児童扶養手当の受給世帯を対象とした臨時特別給付金の支給を、西宮市独自の施策として実施することとし、必要となる事業費等は、令和2年度予算を増額補正して対応します。

1 支給対象・要件

児童扶養手当の受給世帯（※）であり、令和2年5月定期支給の対象となる受給者。給付金申請手続きは不要で、対象受給者の登録銀行口座に振込みます。

※ 但し、所得額が所定の所得制限限度額を超過している全部支給停止者を除く。

2 支給額

児童扶養手当受給者に一律5万円（1回限り）

3 支給対象者数

約2,820人

4 支給予定日

令和2年6月中旬

5 事業費

141,374千円

【内訳】

・特別給付金 141,000千円（50,000円×2,820人）

・事務費

（役務費） 244千円（振込手数料、郵便料）

（需用費） 130千円（消耗品費、印刷製本費）

・財源：全額一般財源

6 担当部局

こども支援局 子供支援総括室 子育て手当課

【新型コロナウイルス感染症関連対策】

就学奨励金給付に係る家計急変世帯への支援（拡充）

西宮市では、経済的理由により就学が困難な学齢児童のいる世帯に給付している学用品費や給食費等の就学奨励金について、新型コロナウイルス感染症に係る影響を受け、家計が急変した世帯についても一定条件を満たした場合は給付できるよう、令和2年度予算を増額補正して対応します。

1 対象者

就学奨励金申請書の申込要件のいずれかに該当する世帯。(11項目)

【項目の1つである基準所得】

前年中総所得金額が下表の基準以下であること。

家族数	2人	3人	4人	5人	6人
基準所得	2,309千円	2,663千円	2,972千円	3,576千円	4,086千円

(以下が追加)

令和2年度4月または5月の収入をもとに算出した年間総所得金額の見込額が基準所得以下の世帯。

2 支給額

年間給付額 小学校 約 58,000円 中学校 約 92,000円

3 実施方法

5月下旬に条件緩和について案内

4 事業費

補正額：160,836千円

総額 562,930千円

内訳 追加分 小学校 1,529人 85,426千円

中学校 972人 75,410千円

計 160,836千円

財源 全額一般財源

5 事業スケジュール(予定)

令和2年5月22日を申請期限にしているため、5月下旬に条件緩和について案内し

6月10日前後まで申請期限を延長予定

6 担当部局

教育委員会 学事・学校改革部 学事課

【新型コロナウイルス感染症関連対策】

西宮市教育委員会奨学金給付に係る家計急変世帯への支援（拡充）

西宮市では、経済的理由により就学が困難な高等学校、高等専門学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部に生徒がいる世帯に給付している奨学金について、新型コロナウイルス感染症に係る影響を受け、家計が急変した世帯についても一定条件を満たした場合は給付できるよう、令和2年度予算を増額補正して対応します。

1 対象者

- ①保護者が西宮市在住で経済的に就学が困難な世帯。
②前年中総所得金額が下表の基準以下であること。（令和2年度基準所得）

家族数	1人	2人	3人	4人	5人	6人
基準所得	169万円	229万円	282万円	329万円	370万円	421万円

（以下が追加）

- ③令和2年度4月または5月の収入をもとに算出した年間総所得金額の見込額が基準所得以下の世帯。

2 支給額

国公立 月額 5,500円

私立 月額 11,000円

※生活保護世帯、市民税所得割合額が0円の世帯は除く。（兵庫県に給付制度あり）

3 実施方法

令和2年6月下旬に案内予定

4 事業費

補正額：23,655千円

総額 82,890千円

内訳 追加分 国公立 $5,500円 \times 12月 \times 104名 = 6,864,000円$

私立 $11,000円 \times 12月 \times 116名 = 15,312,000円$

私立第2子 $2,800円 \times 12月 \times 44名 = 1,478,400円$

計 23,654,400円

財源 全額一般財源

5 事業スケジュール(予定)

令和2年6月下旬に案内予定

申請期間は、令和2年6月25日から同年7月31日まで

6 担当部局

教育委員会 学事・学校改革部 学事課

【新型コロナウイルス感染症関連】 市立高校緊急学習支援事業（新規）

双方向のコミュニケーションで学習支援・進路指導・教育相談・健康管理を可能に

西宮市では、現在臨時休業中の市立高校の「緊急学習支援事業」として、学習支援アプリを導入します。双方向のコミュニケーション機能を活用し、授業動画の配信や、自宅で学習する生徒の教育相談、健康管理等を行います。

必要となる事業費等は、令和2年度予算を増額補正して対応します。

【イメージ図】



1 導入学習支援アプリ

既に、無償開放期間を利用して、市立西宮高校の1年・2年と市立西宮東高校の全学年の生徒はClassiを利用している。また、市立西宮高校の3年生はマイクロソフト365のTeamsを活用し、学級や選択している授業ごとに「チーム」を作成し、授業動画の配信や双方向コミュニケーションを行っている。

- ①Classi (Classi株式会社<ベネッセホールディングス、ソフトバンクの共同出資>)
- ②マイクロソフト365 (Microsoft社)

2 利用対象

上記① 市立西宮高校1年・2年 634名、市立西宮東高校1・2・3年 957名

上記② 市立西宮高校3年 314名

3 事業費

総額 6,307千円

①3,960円×634名=2,510,640円 3,960円×957名=3,789,720円

②6,000円×1校=6,000円 (学校ドメイン取得のため)

財源：全額一般財源

4 事業スケジュール

補正予算成立後～令和3年3月31日

5 実施方法

各校で契約

6 担当部局

教育委員会 学校教育部 学校教育課

【新型コロナウイルス感染症関連対策】

子どもの食サポート事業（新規）

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、西宮市立小中学校等の臨時休業が継続されており、給食が無くなった上、低額で夕食を提供する子ども食堂も活動休止を余儀なくされています。

そのため西宮市では、家庭事情等により支援が必要な子どもたちに対し、子ども食堂が昼食（弁当）等は無償提供する場合に経費の一部を補助します。

1 対象者

補助金の交付対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者としてします。

- (1) 令和2年4月1日時点において、西宮市内で「子ども食堂」を開設していること
- (2) 西宮市民が運営に関わっており、代表者、運営スタッフ、その他協力者等の人員を含む体制が一定以上整っていること
- (3) 公序良俗に反する活動を行わないこと
- (4) 営利を目的とする活動を行わないこと
- (5) 特定の政党若しくは政治団体に係る活動又は特定の宗教のための活動を行わないこと
- (6) 西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第67号）に規定する暴力団でない団体、暴力団員が構成員となっていない団体又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない団体であること

2 対象経費

補助の対象となる経費は、家庭事情等により支援が必要な子どもたちに対し、昼食（弁当）等の無償提供に要する経費とし、次に掲げる経費としてします。

- (1) 食材の購入及び運搬に要する経費（市販品の弁当購入も可とする）
- (2) 調理に必要な施設等の使用に要する経費
- (3) 消毒液・マスク等の感染症対策品、容器・調理器具等の消耗品の購入に要する経費
- (4) 当該事業の実施のために必要な保険に要する経費
- (5) (1) から (4) に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費

3 対象期間

令和2年4月1日（水）から6月30日（火）までの期間

4 補助基準額

実施1回につき2万円（但し、1回につき10食以上の提供が条件）

5 補助金額

対象経費の総額から寄附金その他収入を控除した額と補助基準額のいずれか少ない方の額（但し、補助金額の上限は月額20万円とします）

6 事業費

2,400千円（財源：全額一般財源）

7 事業スケジュール

5月中に申請受付開始

8 担当部局

政策局 政策総括室 政策総務課

【新型コロナウイルス感染症関連対策】

個人事業主への店舗賃料支援金事業の対象業種の追加（拡充）

西宮市では、令和2年度予算の第二次補正により、小売業や飲食店、生活関連サービス業の一部を営む個人事業主を対象に、店舗賃料の支援事業を実施しており、5月8日から申請の受付を開始したところです。

事業の公表後、他の業種を営む事業主からも支援を求める声が多く寄せられ、店舗等で顧客と対面してサービス等を提供している業種においても、売上高が減少していることなどから、対象業種を追加して事業を拡充する補正予算を計上するものです。

1 対象者

支援対象業種は次のとおりとします。（下線部が追加分）

対 象 業 種
小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業、卸売業、 <u>不動産業</u> 、 <u>娯楽業</u> 、 <u>学習支援業</u> 、 <u>療術業</u>

支援条件は以下のとおり（対象業種の拡大以外は従来のとおり）

- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、売上高が20%以上減少した個人事業主
- 西宮市内に店舗を賃借している
- 主たる事業が上記に該当する

2 支給額

- 支援対象となる店舗が1の場合は10万円（家賃の範囲内）
- 支援対象となる店舗が複数の場合は20万円（家賃合計の範囲内）

3 実施方法

令和2年5月8日からインターネットまたは郵送で申請受付中
申請期間を令和2年6月30日までから同年7月31日までに延長

4 事業費

補正額：163,500千円

総額 373,500千円

内訳 ①既決分	支援金（対象件数：2,100件）	予算額：210,000千円
②追加分	支援金（対象件数：1,600件）	予算額：160,000千円
	事務費（コールセンター、審査業務等）	予算額：3,500千円

財 源：一般財源

5 事業スケジュール（予定）

本補正予算の成立後、追加業種分を受付開始
申請受付は令和2年7月31日まで

6 担当部局

産業文化局 産業部 商工課

【新型コロナウイルス感染症関連対策 雇用継続支援事業】

雇用調整助成金・小学校休業等対応助成金等の臨時相談窓口の設置(新規・拡充)

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、政府の雇用関係制度において、雇用調整助成金の特例措置や、小学校休業等対応助成金の新設等が行われています。

西宮市では、これらの制度の利用促進を図るため、制度の利用を検討する事業所に対して、臨時相談窓口を設置し、従業員の雇用継続につながるよう支援します。

また、雇用継続に関して個別アドバイスを希望する事業所については、専門家である社会保険労務士を無償で派遣し、事業所の雇用継続策を支援します。

いずれも西宮商工会議所のご協力を得て事業を実施することとし、必要な事業費は令和2年度予算を増額補正して対応します。

1 事業内容

(1) 雇用継続相談会(新規・拡充)

雇用調整助成金や小学校休業等対応助成金等の申請手続きや制度概要について対面にて社会保険労務士が説明する無料相談事業。

- ① 日時・時期等 令和2年5月～ 毎週火曜日 13時00分～17時00分
- ② 相談会場 勤労会館
- ③ その他 予約制

(2) 雇用継続アドバイザー派遣事業(新規)

雇用調整助成金や小学校休業等対応助成金等の利用を検討する事業所に社会保険労務士を無償で派遣する事業。

- ① 派遣回数 1事業所あたり 1回2時間×上限3回まで派遣
- ② 日時 令和2年6月～令和3年3月末予定

2 実施方法

市が西宮商工会議所に委託して実施。

3 事業費(補正額)

雇用継続相談会	3,780千円
雇用継続アドバイザー派遣事業	2,250千円
補正総額	6,030千円

財源：全額一般財源

4 担当部局

産業文化局 産業部 労政課

【新型コロナウイルス感染症関連対策 文化芸術活動継続支援事業】

文化芸術活動の場の支援とアーティスト等の活動支援等（新規・拡充）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、文化芸術活動を提供してきた施設が休館を余儀なくされ、活動の場が減少するとともに、アーティスト自身も文化芸術活動を継続することが困難な状況が生じています。

このため西宮市では、このような活動の場を提供する事業者等や、活動の場が減少したアーティスト等を支援するとともに、外出の自粛により芸術に接する機会が減少している市民に対してアートに接する機会を提供することとし、必要となる事業費等を令和2年度予算を増額補正して対応します。

1 事業内容

(1) 文化芸術施設の活動継続支援事業（新規）

- ・事業概要：ギャラリー、ライブハウス、民間ホール、能楽堂などの事業者に対し、映像配信などの新たなチャレンジを支援する。
- ・対象者：ギャラリー、ライブハウス、民間ホール、能楽堂などの経営者
- ・補助額：自ら経営する施設を利用し、無観客でイベントをweb発信した場合の動画制作・配信などの経費（上限300千円）
- ・補正額：12,000千円

(2) 文化芸術活動（アーティスト）支援事業（拡充）

- ・事業概要：市内在住または市内で活躍するアーティストを対象に動画作成を公募し、動画を配信する。文化振興財団が実施する事業を拡充する。
- ・対象者：市内在住または市内で活躍するアーティスト（採否の審査あり）
- ・支給額：1作品につき 作品出演者数×50千円（上限250千円）
- ・補正額：1,500千円（既決予算額1,000千円）

(3) 施設使用料補助（新規）

- ・事業概要：市内在住または市内で活躍するアーティストが動画作成をするために、休業中の市内のライブハウス等の民間施設を利用した場合に施設使用料を補助する。
- ・対象者：市内在住または市内で活躍するアーティスト
- ・支給額：施設使用料実費相当分（20千円限度）
- ・補正額：1,000千円

2 事業費総額

補正額：14,500千円

財源：全額一般財源

3 事業スケジュール(予定)

5月中に受付開始

4 担当部局

産業文化局 文化スポーツ部 文化振興課

【新型コロナウイルス感染症関連対策】

障害者就労施設で働く障害のある人への支援（新規）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、障害のある人が通所する障害者就労施設では、売上げが減少していることから、新たな販路開拓や商品製作にかかる経費の補助を行います。

また、障害者就労施設で働く人が作業の対価として受け取っている工賃の減少状況を踏まえ、工賃相当額の給付を行うことにより、障害のある人の就労を支援します。

これらの対策に必要な事業費等は令和2年度予算を増額補正して対応します。

1 制度の概要

(1) 障害者就労施設 業務開拓支援事業

趣 旨：障害者就労施設では、食品や生活雑貨を製作、販売しているが、イベントの中止や企業等からの受注が減少していることから、新たな販路開拓や商品製作に係る経費を補助し、売上げを増加出来るように支援する。

補助対象：西宮市内の障害者就労施設

対象経費：チラシ印刷、ポスティング経費、新たな業務を始めるための物品・備品の購入経費等

補助額：1事業所 10万円を上限 補助率 10/10

事業費：3,000千円

(2) 障害者就労施設 工賃相当額給付事業

趣 旨：障害者就労施設で働く、障害のある人の工賃が減少している事例がみられることから、工賃が減少した利用者に定額を給付する。

給付対象：障害者就労施設を利用する西宮市民（就労継続支援A型利用者を除く。）

給付額：工賃が減少した利用者に定額を給付する。

1事業所における令和2年5月支払工賃の平均が、令和元年度の平均工賃月額から2割以上減少している障害者就労施設の利用者に、施設の平均工賃の減少割合に応じて、3,000円または6,000円を2月分給付する。

$1,847 \text{人} \times 0.8$ （2割以上工賃が減少している事業所の割合）=1,478人

2割以上4割未満減 $3,000 \text{円} \times 2 \text{月} \times 887 \text{人}$ （対象者の6割を想定）=5,322,000円

4割以上減 $6,000 \text{円} \times 2 \text{月} \times 591 \text{人}$ （対象者の4割を想定）=7,092,000円

※ 昨年度の平均工賃月額が3,000円以上の事業所が対象。

※ 平均工賃の減少額が6,000円未満であれば3,000円×2月の給付。

事業費：12,414千円

2 補正総額

15,414千円

財源：全額一般財源

3 担当部局

健康福祉局 福祉部 障害福祉課

【新型コロナウイルス感染症関連】 臨時休業支援補助金

新型コロナウイルス感染症終息後に滞りなく給食を再開するために支援（新規）

臨時休業に伴いキャンセルを行った学校給食用米飯・パン業者に対し、事業継続に要する経費の一部を補助します。3月に製造を予定していた数量にかかる加工賃の一部を補助することにより、新型コロナウイルス感染症終息後に滞りなく給食を再開できるよう支援するもので、事業に要する経費については国の補助事業を活用します。

1 交付対象

学校給食用米飯・パン契約業者「兵庫県学校給食・食育支援センター」

(同センターへ支払った補助金は、そのまま市内の米飯・パン製造業計3社に支払われ、その3社から配送代分が配送業者に支払われます。)

2 予算

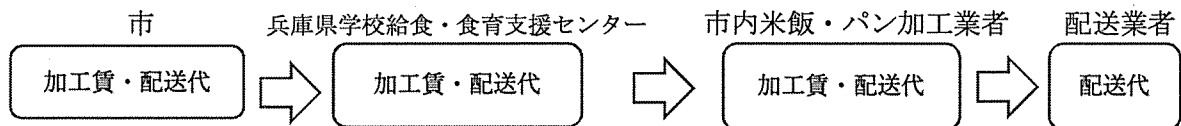
総額 12,089 千円

① 米飯業者 6,193,468 円

② パン業者 5,895,487 円 計 12,088,955 円

財源 国 3/4 市 1/4

【補助金の流れ】



3 支援スケジュール

補正予算成立後

4 担当部局

教育委員会 学校教育部 学校給食課

【新型コロナウイルス感染症関連】 衛生管理改善事業補助金

新型コロナウイルス感染症終息後に滞りなく給食を再開するために支援（新規）

学校給食調理業者（パン、米飯、めん等の最終加工・納品業者を含む）が、学校給食再開に向け新型コロナウイルス感染症も踏まえた衛生管理の徹底・改善を図るために要する経費の一部を補助します。事業に要する経費については国の補助事業を活用します。

1 交付対象

学校の臨時休業による学校給食休止に伴い、契約変更等を行った学校給食調理業者（パン、米飯、めん等の最終加工・納品業者を含む）

2 交付対象事業

- ①新型コロナウイルス感染症も踏まえた衛生管理の徹底・改善を図るための研修参加費
- ②自動手洗消毒器などの衛生管理に必要な設備の更新に係る経費
- ③エプロン、手袋、マスクなどの衛生関係消耗品の購入費

3 予算

総額 5,516 千円

- ① 研修参加費 266 千円
- ② 設備更新費 2,250 千円
- ③ 消耗品費 3,000 千円 計 5,516 千円

財源 国 2/3 市 1/3

4 支援スケジュール

補正予算成立後～令和3年3月31日

5 担当部局

教育委員会 学校教育部 学校給食課

西宮市議会議員の議員報酬等の削減（市議会）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、影響を受けた市民や事業者に対する支援等に資するため、市議会において議員提出議案により議員報酬等を減額する条例改正が行われます。議会からの申し出を受けて減額補正し、議員報酬等の削減額については新型コロナウイルス感染症対策基金の財源として積み立てます。

1 議員報酬の減額（議会提案）

令和2年6月1日から令和3年3月31日までの期間、西宮市議会議員の議員報酬を15%削減する。

※議員報酬の減額に伴い、6月・12月に支給される期末手当についても15%減額となる。

2 特別職の職員で非常勤の者の報酬の減額（議会提案）

令和2年6月1日から令和3年3月31日までの期間、議選監査委員（市議会の議員の中から選任された監査委員）の報酬を15%削減する。

3 議員報酬等の削減額

内訳	削減額	備考
① 議員報酬	▲41,746 千円	議会費
② 期末手当	▲22,543 千円	議会費
③ 議選監査委員の報酬	▲128 千円	総務費
合計	▲64,417 千円	

常勤特別職等の給与減額

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、影響を受けた市民や事業者に対する支援等に資するため、本市の常勤特別職及び局長級の給与について減額を行います。

1 常勤特別職の給与減額

令和2年6月1日から令和3年3月31日までの10か月間、市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者及び常勤監査委員の給料について以下のとおり減額を行います。

なお、減額については期末手当の算定基礎額にも反映します。

【減額内容（給料月額）】

区分	減額率	現行額	改正案	差額
市長	15%	988,920円	840,582円	▲148,338円
副市長（2名）	15%	974,000円	827,900円	▲146,100円
教育長	10%	827,000円	744,300円	▲82,700円
上下水道事業管理者	10%	827,000円	744,300円	▲82,700円
常勤監査委員	5%	660,000円	627,000円	▲33,000円

※市長は現在本則額から18%減額しており、市長の現行額はこの減額後の額。

※病院事業管理者は減額の対象から除く。

○補正予算額

▲ 8,564千円（上下水道事業管理者除く）

2 局長級の管理職手当等の減額

令和2年6月1日から令和3年3月31日までの10か月間、この間に支給される局長級（18名）の平均給与支給見込額（期末勤勉手当含む）の5%相当額を管理職手当及び地域手当から以下のとおり減額を行います。

【減額内容（月額）】

	現行額	改正案	差額
管理職手当	107,000円	62,000円	▲45,000円
地域手当	16,050円	9,300円	▲6,750円
計	123,050円	71,300円	▲51,750円

※医療職の局長級は減額の対象から除く。

○補正予算額

▲ 8,792千円（上下水道局除く）

【新型コロナウイルス感染症関連対策 みやっこ元気寄附金の創設】

新型コロナウイルス感染症対策基金の設置（新規）

新型コロナウイルスの感染が続くなか、市民や企業、団体の方から寄附を通じた支援をしたいという声が市に寄せられています。皆様からの善意のお申し出を受け入れる寄附金の受付を開始し、本市が実施する新型コロナウイルス感染症対策に要する経費の財源として活用していきます。

1 寄附金の名称

新型コロナ対策みやっこ元気寄附金

2 寄附受付期間

令和2年5月22日（金）から当面の間

3 寄附金受付の方法

寄附金のお申込み手続きは下記の方法を用意しています。

現在、緊急事態宣言が発令され、不要不急の外出を控えていただくようお願いしておりますので、寄附の手続きについては可能な限り、ご自宅でできる方法をご利用くださいますようお願いいたします。

- (1) 郵送、ファックス、メール等によるお申込み（※）
- (2) 市ホームページからの電子申請（※）
- (3) クレジットカード決済
- (4) 専用口座への振込
- (5) ふるさと納税のポータルサイトからの申し込み（6月以降の開始予定）

※ (1) (2) については、寄附申し込みを受け付けたのち、納付書を送付します。

4 寄附金の活用方法等

皆様からいただいた寄附金は、いったん新型コロナウイルス感染症対策基金に積み立てたのち、今回の感染症拡大により影響を受けた、子育て世帯への生活支援や教育支援、困窮している市民の方や事業者への支援、感染症拡大防止のための対策などに活用する予定です。

なお、医療従事者を支えるための寄附については、兵庫県と県下の市町（神戸市を除く）との協働で実施する「ひょうご新型コロナウイルス対策支援基金」で受け付けています。

5 新型コロナウイルス感染症対策基金について

- (1) 設置の目的 新型コロナウイルス感染症対策の実施に要する資金に充てるため
- (2) 積立て
 - ①新型コロナウイルス感染症対策のために寄せられた寄附金
 - ②新型コロナウイルス感染症対策のために市長が予算で定める額
 - ③基金の運用から生じる収益金
- (3) 処分
 - ①新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた子育て世帯への生活支援及び教育支援に関する事業
 - ②新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた生活困窮者や中小企業者・小規模事業者等への支援に関する事業
 - ③新型コロナウイルス感染症拡大防止策と医療提供体制の整備に関する事業
 - ④新型コロナウイルス感染症に関する対策のうち市長が特に必要と認める事業

6 補正予算

補正額	82,263千円		
・積立金	81,810千円		
(内訳)	議員報酬等の減額補正分の積立	64,418千円	
	常勤特別職等の給与の減額補正分の積立	17,364千円	
	寄附金(基礎額計上分)の積立	1千円	
	基金利子の積立	27千円	
・事務費	453千円		
(内訳)	広報用チラシ等の印刷製本費	150千円	
	郵便料	50千円	
	クレジットカード決済手数料等	253千円	

※基金については、新型コロナウイルス感染症対策にかかる事業等に充てるために、議員報酬等と常勤特別職等の給与の減額補正分を財源として積み立てます。今回の積立分と皆さんからいただく寄附金とを合わせて、新型コロナウイルス感染症対策のための事業の財源として、今後活用していきます。

7 担当部局

政策局 政策総括室 政策推進課